

上場関係料金の見直しに係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

目 次

(ページ)

・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	2
・ 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	3
・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	20
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	22
・ 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	24
・ E T F に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	26

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場に関する料金) 第701条 株券及び新株予約権証券の新規上場申請者及び上場会社は、上場審査料、<u>新規上場料</u>、年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。 付 則 この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。	(上場に関する料金) 第701条 株券及び新株予約権証券の新規上場申請者及び上場会社は、上場審査料、<u>上場手数料</u>、年間上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
目次 第7章 雑則 第1節 上場料金等 第1款 総則（第701条） 第2款 株券（第702条—<u>第716条</u>） 第3款 雑則（<u>第717条</u>） 第2節 雑則（<u>第718条—第729条</u>） （上場に関する料金の取扱い） 第701条 規程第701条に規定する上場審査料、<u>新規上場料</u>、年間上場料その他の上場に関する料金については、この節に定めるところによるものとする。 （上場審査料等） 第702条 株券の新規上場申請者は、上場審査料として、<u>次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を</u>、新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、規程第202条の規定に基づき予備申請を行った株券について、予備申請日から起算して1年以内に新規上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。 （1）<u>新規上場申請者がメイン市場又はプレミアム市場への新規上場申請者である場合</u> 200万円 （2）<u>新規上場申請者がネクスト市場への新規上場申請者である場合</u> 100万円 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の上場審査料は、<u>当該各号に定める金額とする</u>。 （1）<u>新規上場申請者が当取引所と株式会社東京証券取引所に同時に株券の上場を申請する場合</u> 100万円 （2）<u>新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除く。）に上場されている株券の発行者である株券の上場を申請する場合</u> 100万円 （3）<u>テクニカル上場規定の適用を受ける新規上場申請者が、テクニカル上場規定に定める上場株券に係る</u>	目次 第7章 雑則 第1節 上場料金等 第1款 総則（第701条） 第2款 株券（第702条—<u>第708条</u>） 第3款 雑則（<u>第709条</u>） 第2節 雑則（<u>第710条—第721条</u>） （上場に関する料金の取扱い） 第701条 規程第701条に規定する上場審査料、<u>上場手数料</u>、年間上場料その他の上場に関する料金については、この節に定めるところによるものとする。 （上場審査料等） 第702条 株券の新規上場申請者は、上場審査料として<u>100万円を</u>、新規上場申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、規程第202条の規定に基づき予備申請を行った株券について、予備申請日から起算して1年以内に新規上場申請を行う場合には、上場審査料を支払うことを要しない。 2 前項<u>本文</u>の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、<u>上場審査料は前項に定める金額の半額とする</u>。 （新設） （新設） （1）<u>テクニカル上場規定の適用を受ける新規上場申請者が、テクニカル上場規定に定める上場株券に係る</u>

上場廃止日から6か月以内に当該新規上場申請者が発行者である株券の上場を申請する場合 <u>100万円</u> (4) 新規上場申請者が当該新規上場申請より前に新規上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の新規上場申請日又は予備申請日から起算して3年以内に新規上場申請を行う場合 <u>前項各号に定める金額の半額</u> 3・4 (略)	上場廃止日から6か月以内に当該新規上場申請者が発行者である株券の上場を申請する場合 (2) 新規上場申請者が当該新規上場申請より前に新規上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の新規上場申請日又は予備申請日から起算して3年以内に新規上場申請を行う場合 3・4 (略)
(吸収合併等の場合の市場区分の変更に係る審査料) 第706条 上場会社は、規程第310条第1項に規定する審査を申請するときは、審査料として<u>100万円</u>を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。 (上場廃止に係る審査料) 第707条 上場会社は、規程第603条第2項に規定する審査を申請するときは、審査料として<u>100万円</u>を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。	(吸収合併等の場合の市場区分の変更に係る審査料) 第706条 上場会社は、規程第310条第1項に規定する審査を申請するときは、審査料として<u>50万円</u>を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。 (上場廃止に係る審査料) 第707条 上場会社は、規程第603条第2項に規定する審査を申請するときは、審査料として<u>50万円</u>を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。
(新規上場料) 第708条 株券の新規上場申請者は、新規上場料として、<u>100万円を、当該新規上場申請に係る株券の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、上場廃止された株券が上場廃止後6か月以内に再上場される場合（上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場されるとみなされる場合を含む。）又は上場廃止された株券が規程第208条第5号、規程第214条第5号又は規程第220条第5号の規定の適用を受けて当該他の会社の株券として再上場されるとみなされる場合については、これを免除する。</u>	(上場手数料及び年間上場料) 第708条 <u>新規上場申請者及び上場有価証券の発行者は、上場手数料及び年間上場料を「上場手数料等に関する規則」で定めるところにより支払うものとする。</u>
(新規上場申請に係る公募又は売出しに係る料金) 第709条 株券の新規上場申請者（当取引所以外を主たる市場とする外国株券の発行者を除く。）は、上場承認の日以後上場日までに行う新規上場申請に係る株券の公募又は売出しに係る料金として、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める金額を、上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。<u>ただし、当該料金は、900万円を上限とする。</u>	(新設)

(1) 新規上場申請に係る株券の公募 株券の公募数に
公募価格を乗じて得た金額の万分の5に相当する金
額

(2) 新規上場申請に係る株券の売出し（法第2条第4
項第1号に掲げる場合に該当するものに限る。）
株券の売出数に売出価格を乗じて得た金額の万分の
1に相当する金額

（年間上場料）

第710条 上場内国会社は、第3項に定める年間上場料の
半額を、4月から9月までの期間に対応する年間上場
料として9月末日までに、10月から翌年3月までの期
間に対応する年間上場料として同年3月末日までに、
それぞれ支払うものとする。

（新設）

2 上場外国会社は、次項及び第4項に定める年間上場
料の半額を、当該上場外国会社の事業年度の末日の属
する月の翌月から起算して6か月間に対応する年間上
場料として当該翌月から起算して5か月目の月の末日
までに、当該翌月から起算して7か月目の月から起算
して6か月間に対応する年間上場料として当該翌月か
ら起算して11か月目の月の末日までに、それぞれ支払
うものとする。

3 上場会社（当取引所以外を主たる市場とする外国株
券の発行者を除く。以下この項において同じ。）が支
払う年間上場料は、次の表により算出される金額とす
る。

<u>市場区分 上場時価総額</u>	<u>プレミ ア市場</u>	<u>メイン 市場</u>	<u>ネクス ト市場</u>
<u>50億円以下</u>	<u>60万円</u>	<u>48万円</u>	<u>36万円</u>
<u>50億円を超え250億 円以下</u>	<u>66万円</u>	<u>54万円</u>	<u>42万円</u>
<u>250億円を超え500 億円以下</u>	<u>72万円</u>	<u>60万円</u>	<u>48万円</u>
<u>500億円を超え 2,500億円以下</u>	<u>78万円</u>	<u>66万円</u>	<u>54万円</u>
<u>2,500億円を超え 5,000億円以下</u>	<u>84万円</u>	<u>72万円</u>	<u>60万円</u>
<u>5,000億円を超える もの</u>	<u>90万円</u>	<u>78万円</u>	<u>66万円</u>

注1. 上場会社が株式会社東京証券取引所に上場されて

いる株券の発行者である場合の年間上場料については、表に定める額から12万円を減算した金額とする。

注2. 上場会社が株式会社東京証券取引所に上場されている株券の発行者でない場合は、表に定める額にT D n e t 利用料として9万6千円を加算した金額とする。

注3. 上場時価総額は次の各号に定めるところにより計算する。

(1) 内国株券

支払期日の直前に到来する12月の売買立会の最終日における最終価格（呼値に関する規則第12条から第14条までの規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び同第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、直近の最終価格とする。）と毎年12月末日の上場内国株券の数を用いて計算する。ただし、上場後最初に到来する12月の売買立会の最終日より前に到来する支払期日に係る年間上場料については、上場日における上場時価総額として次のaからcまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからcまでに定める上場時価総額を用いて計算するものとする。なお、株式分割、株式無償割当て又は株式併合がある場合の調整は、当取引所が定めるところによる。

a 上場会社が当取引所のみに新規上場された内国株券の発行者である場合

上場日の売買立会における最終価格に、上場日の上場内国株券の数を乗じて得た額（上場日において売買が成立しない場合には、上場日後最初に売買が成立した日の売買立会における最終価格に、当該日の上場内国株券の数を乗じて得た額）

b 上場会社が当取引所と同時に国内の他の金融商品取引所に新規上場された内国株券の発行者である場合

上場日の売買立会における最終価格（呼値に関する規則第12条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。）に、上場日の上場内国株券の数を乗じて得た額（上場日において当該他の金融

商品取引所（当取引所が主たる金融商品取引所と認める場合に限る。）において売買が成立しない場合には、上場日後最初に当該他の金融商品取引所において売買が成立した日の売買立会における最終価格に、当該日の上場内国株券の数を乗じて得た額）

c 上場会社が他市場上場会社として新規上場された内国株券の発行者である場合

上場日の売買立会における最終価格（呼値に関する規則第12条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。）に、上場日の上場内国株券の数を乗じて得た額

(2) 外国株券

支払期日の直前に到来する各上場外国会社の事業年度の末日の売買立会における最終価格（当該日の売買立会において売買が成立していない場合には、当該日における基準値段）と当該日の上場外国株券の数をを用いて計算する。ただし、上場後最初に到来する事業年度の末日より前に到来する支払期日に係る年間上場料については、前号の上場日における上場時価総額の計算を準用する。

4 上場会社（当取引所以外を主たる市場とする外国株券の発行者に限る。）が支払う年間上場料は、24万円とする。

5 新規上場、市場区分の変更又は外国株券の主たる市場の当取引所以外から当取引所への変更の際の年間上場料については、上場会社は、第3項に定める年間上場料を月割計算した額を第1項又は第2項に規定する支払期日までに支払うものとし、当該計算にあたっては、当該行為はその行われた日の属する月の翌月の初日に行われたものとみなす。

6 上場会社が株式会社東京証券取引所において新規上場又は上場廃止することとなった際の年間上場料については、上場会社は、第3項に定める年間上場料を月割計算した額を第1項又は第2項に規定する支払期日までに支払うものとし、当該計算にあたっては、当該行為はその行われた日の属する月の初日に行われたものとみなす。

7 第5項の場合において、新規上場日が第1項又は第2項に規定する支払期日が属する月の前月に属すると

きは、第5項に規定する額の支払いについては、当該支払期日の経過後最初に到来する支払期日までに行うものとする。

8 第5項及び第6項の場合において、市場区分の変更の日、上場会社の株式会社東京証券取引所における新規上場の日若しくは上場廃止の日又は外国株券の主たる市場の当取引所以外から当取引所への変更の日が、第1項又は第2項に規定する支払期日が属する月の前月に属するときは、第5項及び第6項に規定する額からこれらの行為が行われなかった場合に計算される年間上場料の半額を控除した額の支払いについては、当該支払期日の経過後最初に到来する支払期日までに行うものとする。ただし、第5項及び第6項に規定する額からこれらの行為が行われなかった場合に計算される年間上場料の半額を控除した額が負になるときは、当取引所は、当該額の絶対値の額を、当該支払期日の経過後最初に到来する支払期日に請求すべき金額から控除するものとする。

9 外国株券の主たる市場の当取引所から当取引所以外への変更の際の年間上場料については、上場会社は、第3項に定める年間上場料を月割計算した額を第1項又は第2項に規定する支払期日までに支払うものとし、当該計算にあたっては、当該行為はその行われた日の属する月の初日に行われたものとみなす。

10 上場廃止の際の年間上場料については、上場会社は、第3項に定める年間上場料を月割計算した額を上場廃止の日の前日までに支払うものとし、当該計算にあたっては、上場廃止の決定日の属する月の初日に上場廃止されたものとみなす。

11 前2項の場合において、年間上場料の超過支払いが発生したときは、当取引所は当該超過支払金額を遅滞なく返還するものとする。

12 規程第303条の規定の適用を受けて上場された株券については、当該株券と引換えに上場廃止となった株券と同一のものとみなして前各項の規定を適用する。

(年間上場料のその他の取扱い)

第711条 前条第3項本文の規定にかかわらず、新規上場、市場区分の変更、上場廃止、上場会社が株式会社東京証券取引所における新規上場若しくは上場廃止又

(新設)

は外国株券の主たる市場の当取引所から当取引所以外への若しくは当取引所以外から当取引所への変更が続けてあった場合の年間上場料は、当取引所が定めるところによる。

(新株券の発行等に係る料金)

第712条 上場会社（当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。以下この条において同じ。）は、新株券の発行等に係る料金として、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新株券の発行等を行った日の属する月の翌月末日まで（上場外国会社にあつては、当該新株券の発行等を行った日の属する月の翌々月の末日まで）に支払うものとする。ただし、当該料金は、200万円を上限とする。

(1) 上場株券（他の種類の株式への転換により上場株券の交付が行われる新株券を含む。）の発行又は処分（会社法第199条第1項に規定する募集によるもの（外国会社にあつてはこれに相当するもの）に限る。）（新規上場に係るオーバーアロットメント（有価証券の募集又は売出し（以下この号において「募集等」という。）に当たり、元引受契約を締結した金融商品取引業者又は外国証券業者（以下この号において「元引受金融商品取引業者等」という。）が、当該募集等の予定数量のほかに、当該募集等に係る有価証券と同一銘柄の有価証券（以下この号において「募集等対象銘柄」という。）について同一条件で追加的に売出しを行うことをいう。）を行う元引受金融商品取引業者等有価証券の募集等に係る元引受契約の締結に当たり付与された募集等対象銘柄の発行者又は保有者より募集等対象銘柄を取得することができる権利の行使に伴う第三者割当による発行又は処分を除く。）

1株当たりの発行価格（上場株券を対価とする公開買付けに際して行われる上場株券の発行又は処分にあつては、当該公開買付けの決済の開始日における当該上場株券の最終価格（当該決済の開始日の売買立会において売買が成立しない場合には、当該決済の開始日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格をいい、上場会社が国内の他の金融

(新設)

商品取引所に上場されている株券の発行者である場合には、当該他の金融商品取引所における最終価格とする。この条及び次条において同じ。))に発行又は処分する株券の数を乗じて得た金額の万分の1に相当する金額

(2) 新株予約権の目的となる株式が上場株券である新たな新株予約権の発行（会社法第238条第1項に規定する募集によるもの及び同法第277条に規定する新株予約権無償割当てによるもの（外国会社にあつてはこれに相当するもの）に限る。）

新株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得た金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「新株予約権の行使に係る払込金額」という。）に新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の合計金額の万分の1に相当する金額

(3) 上場株券の売出し（法第2条第4項第1号に掲げる場合に該当するものに限る。）

株券の売出数に売出価格を乗じて得た金額の万分の1に相当する金額

2 前項第2号の場合において、一定割合以上の株式を保有する者が現れた場合に新株予約権の行使に係る払込金額が下方修正される新株予約権を発行する場合であつて、その内容を記載した当取引所所定の書面を当取引所に提出したときは、下方修正後の払込金額を同号の新株予約権の行使に係る払込金額として計算する。

3 前項の場合において、同項の下方修正後の払込金額が新株予約権の目的となる株式の一定期間の価格を基準としている場合には、当該新株予約権の発行の日の当該株式の最終価格を当該一定期間の価格とみなし、同項の下方修正後の払込金額の計算が複数の方法による場合には計算の結果最も低い額を当該下方修正後の払込金額とする。

4 前3項において、1株当たりの発行価格、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に係る払込金額又は売出価格が本邦通貨でない場合の本邦通貨への換算は、原則として、発行等が行われた日の東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により行うものとする。

(新株券の上場に係る料金)

(新設)

第713条 上場会社（その発行する上場外国株券が当取引

所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。）
は、次条第1項が適用される場合を除き、新たに発行
する株券の上場に係る料金として、1株当たりの発行
価格（上場株券を対価とする公開買付けに際して行わ
れる上場株券の発行にあつては、当該公開買付けの決
済の開始日における当該上場株券の最終価格）に新た
に発行する株券（規程第303条の規定の適用を受けて上
場する株券を除く。以下この条において同じ。）の数
を乗じて得た金額の万分の4に相当する金額を、当該
新たに発行する株券の上場日の属する月の翌月末日ま
で（上場外国会社にあつては、当該新たに発行する株
券の上場日の属する月の翌々月の末日まで）に支払う
ものとする。ただし、当該料金は、支払期日ごとに800
万円を上限とする。

2 上場外国会社（その発行する上場外国株券が当取引

所以外を主たる市場とする上場外国会社に限る。）
は、新たに発行する株券の上場に係る料金として、1
株当たりの発行価格に新たに上場する株券の数のうち
本邦内における募集に伴い上場する株券の数（他の種
類の株式への転換が行われる株式の転換又は新株予約
権若しくは株式買取証書の買取権の行使等により、上
場する株券の数を含む。）を乗じて得た金額（当該上
場外国株券が外国金融商品取引所等において上場又は
継続的に取引されていない場合には、1株当たりの発
行価格に新たに上場する株券の数を乗じて得た金額）
の万分の0.1に相当する金額を、原則として、当該新た
に発行する株券の上場日の属する月の翌々月の末日ま
でに支払うものとする。ただし、当該料金は、支払期
日ごとに800万円を上限とする。

3 前2項の場合において、他の種類の株式への転換が

行われる株式の転換により新たに発行された株券を上
場するときは、当該株式の発行価格に基づく1株当た
りの発行価格（当該株式が会社法第199条第1項に規定
する募集によらずに発行されたものである場合には、
これに相当する額）を前2項の1株当たりの発行価格
とみなして計算することとし、新株予約権の権利行使
により新たに発行された株券を上場するときは、各新

株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得た金額と新株予約権の行使に係る払込金額に行使される株券の数を乗じて得た金額の合計額の1株当たりの金額に相当する額（当該新株予約権が会社法第238条第1項に規定する募集によらずに発行されたものである場合には、これに相当する額）を1株当たりの発行価格とみなして計算することとし、取得条項付新株予約権の会社による取得に伴い新たに発行された株券を上場するときは、各新株予約権の発行価格に新株予約権の総数を乗じて得た金額（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合は、当該金額と取得される新株予約権に係る社債の金額の合計額）の1株当たりの金額に相当する額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により新たに発行された株券を上場する場合、新株予約権の権利行使により新たに発行された株券を上場する場合又は取得条項付新株予約権の取得に伴い新たに発行された株券を上場する場合における支払期日は次のとおりとする。

(1) 第1項の料金の支払期日

1月1日から6月末日までの間に上場されたものについてはその年の9月末日とし、7月1日から12月末日までの間に上場されたものについては翌年の3月末日とする。ただし、上場外国会社にあつては、事業年度の初日から当該事業年度の末日までの間に上場されたものについて、当該事業年度の末日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の末日とする。

(2) 第2項の料金の支払期日

事業年度の初日から当該事業年度の末日までの間に上場されたものについて、当該事業年度の末日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の末日（この日に納入することが困難であると認められるときには当取引所がその都度定める日）とする。

- 5 第2項の場合において、合併、会社分割、株式交換又は株式交付に際して新たに発行する株券を上場するときは、1株当たりの資本組入れ額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。

- 6 第2項の規定にかかわらず、上場廃止された株券が

他の上場外国会社（その発行する上場外国株券が当取引所を主たる市場とする上場外国会社を除く。）の株券として追加上場されるとみなされる場合の新たに発行する株券の上場に係る料金は、上場廃止された株券の発行者が上場廃止前に支払った新たに発行する株券の上場に係る料金の額を限度として、当該株券の上場に際して請求すべき金額から控除することができる。
この場合において、上場廃止前に支払った新たに発行する株券の上場に係る料金の額は、追加上場に係る新たに発行する株券の上場に係る料金の支払期日に現に効力を有する規定に基づき算出される額をいうものとする。

- 7 前各項において、上場会社が上場外国会社である場合の1株当たりの払込金額の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により行うものとする。

（合併等に係る料金）

（新設）

第714条 上場会社（その発行する上場外国株券が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。）は、吸収合併等（吸収合併、吸収分割、株式交換又は株式交付をいう。以下この条において同じ。）に係る料金として、当該吸収合併等に際して発行する株券の数と交付する自己株式の株券の数との合計数に、当該吸収合併等の効力発生日の売買立会における当該株券の最終価格（当該効力発生日の売買立会において売買が成立しない場合には、当該効力発生日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格をいい、上場会社が国内の他の金融商品取引所におけるに上場されている株券の発行者である場合には、当該他の金融商品取引所における最終価格とする。）を乗じて得た金額の万分の1に相当する金額を、当該効力発生日の属する月の翌月末日まで（上場外国会社にあつては、当該効力発生日の属する月の翌々月の末日まで）に支払うものとする。ただし、当該料金は、200万円を上限とする。

（市場区分変更料）

（新設）

第715条 市場区分の変更申請者は、市場区分変更料とし

て50万円を、市場区分の変更日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

(新株予約権証券の新規上場料)

第716条 新規上場申請に係る新株予約権証券の発行者は、新規上場料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該新規上場申請に係る新株予約権証券の上場日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。ただし、第712条第1項第2号により得た金額及び第713条第1項により得た金額の合計額又は同条第2項により得た金額の半額を限度とする。

(1) 新株予約権の行使に係る払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額が50億円以下の場合

8万5千円（外国会社が発行する新株予約権証券である場合には、8千5百円）

(2) 新株予約権の行使に係る払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額が50億円を超える場合

17万円（外国会社が発行する新株予約権証券である場合には、8千5百円）

(計算上の取扱い等)

第717条 （略）

(上場内国会社による他の上場内国会社等の吸収合併等の場合における上場日の取扱い)

第718条 （略）

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第719条 規程第705条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 第501条第7項第4号c及び同項第5号（第502条第5項第3号及び第4号による場合及び第720条第3項により読み替えて準用する場合を含む。）

(2)～(5) （略）

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券の取扱い)

(新設)

(計算上の取扱い等)

第709条 （略）

(上場内国会社による他の上場内国会社等の吸収合併等の場合における上場日の取扱い)

第710条 （略）

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第711条 規程第705条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 第501条第7項第4号c及び同項第5号（第502条第5項第3号及び第4号による場合及び第712条第3項により読み替えて準用する場合を含む。）

(2)～(5) （略）

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券の取扱い)

第712条 （略）

<u>第720条</u> (略) (東日本大震災に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い) <u>第721条</u> (略) (東日本大震災に伴う上場維持基準の取扱いの特例) <u>第722条</u> (略) (平成28年熊本地震に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い) <u>第723条</u> (略) (平成28年熊本地震に伴う上場維持基準の取扱いの特例) <u>第724条</u> (略) (2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場審査料等の特例) <u>第725条</u> (略) (2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた市場区分の変更審査料等の特例) <u>第726条</u> (略) (2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた形式要件の特例の取扱い) <u>第727条</u> (略) (2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場維持基準の取扱いの特例) <u>第728条</u> (略) (大規模な公募及び売出しを伴う新規上場に係る形式要件の特例の取扱い) <u>第729条</u> (略) 第1－5号様式 内国新株予約権証券確約書	(東日本大震災に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い) <u>第713条</u> (略) (東日本大震災に伴う上場維持基準の取扱いの特例) <u>第714条</u> (略) (平成28年熊本地震に伴う内国会社の形式要件の特例の取扱い) <u>第715条</u> (略) (平成28年熊本地震に伴う上場維持基準の取扱いの特例) <u>第716条</u> (略) (2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場審査料等の特例) <u>第717条</u> (略) (2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた市場区分の変更審査料等の特例) <u>第718条</u> (略) (2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた形式要件の特例の取扱い) <u>第719条</u> (略) (2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場維持基準の取扱いの特例) <u>第720条</u> (略) (大規模な公募及び売出しを伴う新規上場に係る形式要件の特例の取扱い) <u>第721条</u> (略) 第1－5号様式 内国新株予約権証券確約書 確約書
--	---

		年 月 日	
株式会社名古屋証券取引所		株式会社名古屋証券取引所	
代表取締役社長 殿		代表取締役社長 殿	
本店所在地		本店所在地	
会社名	印	会社名	印
代表者の役職氏名	印	代表者の役職氏名	印
(コード番号)		(コード番号)	
当社は、 年 月 日発行の新株予約権証券の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に 対し確約します。 1. 当社は、貴取引所が上場新株予約権証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合等、貴取引所から 正当な理由に基づく請求があった場合には、遅滞なく、照会事項について正確に報告し、又はその請求する書類を提出いたします。 2. 当社は、貴取引所がその定款、業務規程、有価証券上場規程その他諸規則に基づき、上場新株予約権証券の売買及びその決済に対して行う必要な措置について異議ありません。 3. 当社は、上場新株予約権証券について、重要な決定又は変更等を行った場合、又は重大な事実が発生した場合には、直ちに当該事実を開示するとともに、貴取引所に通知いたします。 4. 当社は、貴取引所の有価証券上場規程に従い、所定の新規上場料を支払います。 5. 当社は、前各項のほか、貴取引所の定めるところに従い、新株予約権証券の円滑な流通に支障をきたさないよう処理いたします。		当社は、 年 月 日発行の新株予約権証券の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に 対し確約します。 1. 当社は、貴取引所が上場新株予約権証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合等、貴取引所から 正当な理由に基づく請求があった場合には、遅滞なく、照会事項について正確に報告し、又はその請求する書類を提出いたします。 2. 当社は、貴取引所がその定款、業務規程、有価証券上場規程その他諸規則に基づき、上場新株予約権証券の売買及びその決済に対して行う必要な措置について異議ありません。 3. 当社は、上場新株予約権証券について、重要な決定又は変更等を行った場合、又は重大な事実が発生した場合には、直ちに当該事実を開示するとともに、貴取引所に通知いたします。 4. 当社は、貴取引所の<u>上場手数料等に関する規則</u>に従い、所定の<u>上場手数料</u>を支払います。 5. 当社は、前各項のほか、貴取引所の定めるところに従い、新株予約権証券の円滑な流通に支障をきたさないよう処理いたします。	
付 則			
(施行期日)			
第1条 この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。			
2 改正後の第702条第1項及び第2項、第708条及び第709条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に新規上場申請（予備申請を含			

む。)を行う者から適用する。

- 3 改正後の第702条第2項第1号の規定は、施行日以後に上場廃止された株券が上場廃止後6か月以内に上場される場合から適用する。
- 4 改正後の第706条の規定は、施行日以後に規程第310条第1項に規定する審査を申請する者から適用する。
- 5 改正後の第707条の規定は、施行日以後に規程第603条第2項に規定する審査を申請する者から適用する。
- 6 改正後の第712条第1項第1号及び第2号の規定は、施行日以後に規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示又は規程第422条の規定に基づき提出される書類に記載される上場株券の発行若しくは処分又は新株予約権の目的となる株式が上場株券である新たな新株予約権の発行から適用する。
- 7 改正後の第712条第1項第3号の規定は、令和9年4月1日以後に規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示又は規程第422条の規定に基づき提出される書類に記載される上場株券の売出しから適用する。
- 8 改正後の第713条第1項の規定は、施行日以後に規程第305条第1項の規定により変更上場申請が行われる株券の上場、当該申請に係る他の種類の株券への転換が行われる株式の転換により発行される株券の上場、又は当該申請に係る新株予約権若しくは新株予約権付社債の新株予約権の権利行使により発行される株券の上場から適用する。
- 9 改正後の第714条の規定は、施行日以後に規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示又は規程第422条の規定に基づき提出される書類に記載される合併等に係る場合から適用する。
- 10 改正後の第715条の規定は、施行日以後に市場区分の変更申請（予備申請を含む。）を行う者から適用する。

（上場手数料等に関する規則の廃止）

第2条 上場手数料等に関する規則は、施行日にこれを廃止する。

（既上場会社の年間上場料に係る経過措置）

第3条 付則第1条の規定にかかわらず、施行日の前日

における上場会社の令和7年9月末日を支払期日とする年間上場料は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

- (1) 令和6年12月末日において当取引所に株券が上場されている上場会社

令和7年2月末日に支払った額

- (2) 令和7年1月1日から施行日の前日までの間に当取引所に株券が新規上場された上場会社

廃止前の上場手数料等に関する規則平成14年4月1日改正付則第3条第1項第2号の規定に定める額の12分の3の額

(その他の経過措置)

第4条 この改正規定施行の際、現に上場申請を行っている新規上場申請者の上場申請した株券の上場がなされる場合における上場手数料については、なお従前の例による。

- 2 付則第1条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株券の上場に係る上場手数料については、なお従前の例による。

- (1) 施行日前に規程第305条第1項の規定により変更上場申請を行っている場合は、当該申請に係る株券の上場、当該申請に係る他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により発行される株券の上場又は当該申請に係る新株予約権若しくは新株予約権付社債の新株予約権の権利行使により発行される株券の上場

- (2) 施行日前に規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示又は規程第422条の規定に基づき提出される書類に記載される合併等に伴い上場会社が発行する株券の上場

- (3) 施行日前に規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示又は規程第422条の規定に基づき提出される書類に記載される合併等に伴い上場廃止された株券、又は施行日前に合併等以外の事由により上場廃止された株券の上場（上場廃止後6か月以内に上場される場合に限る。）

- 3 この改正規定施行の際、現に上場申請を行っている新規上場申請者の上場申請した株券の上場がなされた場合における年間上場料（上場後最初に到来する支払

期日において支払う額に限る。)については、廃止前の上場手数料等に関する規則第3条第3項第4号及び平成14年4月1日改正付則第3条第1項第2号の規定は、なお効力を有する。

4 施行日前に上場廃止の申請を行った上場会社又は規程第601条若しくは第602条の各号のいずれかに該当することとなった上場会社の年間上場料については、廃止前の上場手数料等に関する規則第3条第3項第5号の規定は、なお効力を有する。

5 施行日前に上場廃止された株券が、上場廃止後6か月以内かつ翌年に再上場される場合（上場廃止された株券が合併などの事由により株券として再上場されるとみなされる場合を含む。）の年間上場料については、廃止前の上場手数料等に関する規則第3条第3項第6号の規定は、なお効力を有する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
7 第9条（上場手数料及び年間上場料）関係 第9条に規定する「当取引所が定める上場手数料及び年間上場料」は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 上場手数料 <u>次のa及びbに掲げるところによる。</u> a・b （略） （削る） (2) 年間上場料 <u>次のaからcまでに掲げるところによる。</u> a・b （略） c <u>有価証券上場規程施行規則第710条第1項の規定は、支払期日について、同条第5項、第7項、第10項及び第11項並びに第711条の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。</u> （削る） （削る） （削る） （削る）	7 第9条（上場手数料及び年間上場料）関係 第9条に規定する「当取引所が定める上場手数料及び年間上場料」は、次の各号に定めるところによるものとし、<u>消費税額及び地方消費税額を加算（新規上場申請優先株の発行会社又は優先株の上場会社が外国会社である場合を除く。）として支払うものとする。</u> (1) 上場手数料 a・b （略） c <u>事業の主体が名古屋周辺以外にある場合（当取引所の上に上場を申請した場合を除く。）には、上場手数料をその2分の1とする。</u> (2) 年間上場料 a・b （略） c <u>年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを支払うものとする。</u> d <u>6月末日以前に上場された銘柄のその年の年間上場料については、上場日現在の上場株式数を基準として計算するものとし、その半額（2月末日納入分）を免除する。</u> e <u>7月1日以後に上場された銘柄のその年の年間上場料は免除する。</u> f <u>6月末日以前に上場廃止された銘柄のその年の年間上場料については、その半額（8月末日納入分）を免除する。</u> g <u>第5条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する支払期日の支払分を、有価証券上場規程第605条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する支払期日の支払分を、それぞれ免除することができ</u>

(3) <u>有価証券上場規程施行規則第717条の規定は、(1)及び前(2)に規定する料金の支払いについて準用する。</u> 付 則 この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。	<u>るものとする。</u> (新設)
---	---

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
8 上場手数料及び年間上場料の取扱い（債券特例第12条関係） 上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) (略) (2) 年間上場料 上場会社が発行するもの 1 銘柄につき 5 万円 ただし、上場銘柄が 2 銘柄以上のときは そのうち 1 銘柄は 5 万円 その他の銘柄は 1 銘柄につき 2 万 5 千円 上場会社以外の上場有価証券の発行者が発行するもの 1 銘柄につき 10 万円 ただし、上場銘柄が 2 銘柄以上のときは そのうち 1 銘柄は 10 万円 その他の銘柄は 1 銘柄につき 5 万円 (a) (略) (削る) (b) <u>有価証券上場規程施行規則第710条第1項の規定は、支払期日について、同条第5項、第7項、第10項及び第11項並びに第711条の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。</u> (削る) (削る) (削る)	8 上場手数料及び年間上場料の取扱い（債券特例第12条関係） 上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、<u>消費税額及び地方消費税額を加算（債券を新規上場申請する発行者又は上場債券の発行者が外国又は外国法人である場合を除く。）</u>して支払うものとする。 (1) (略) (2) 年間上場料 上場会社が発行するもの 1 銘柄につき 5 万円 ただし、上場銘柄が 2 銘柄以上のときは そのうち 1 銘柄は 5 万円 その他の銘柄は 1 銘柄につき 2 万 5 千円 上場会社以外の上場有価証券の発行者が発行するもの 1 銘柄につき 10 万円 ただし、上場銘柄が 2 銘柄以上のときは そのうち 1 銘柄は 10 万円 その他の銘柄は 1 銘柄につき 5 万円 (a) (略) <u>(a)の2 年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを支払うものとする。</u> <u>(b) 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年間上場料については、その半額（2月末日支払分）を免除する。</u> <u>(c) 7月1日以後に上場された銘柄のその年の年間上場料は免除する。</u> <u>(d) 6月末日以前に上場を廃止された銘柄のその年の年間上場料については、その半額（8月末日支払分）を免除する。</u> <u>(e) 第7条第1項第1号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する支払期日の支払分を、有価証券上場規程第605条の規定により株</u>

(3) 有価証券上場規程施行規則第717条の規定は、(1)及び前(2)に規定する料金の支払いについて準用する。

付 則

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

券とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する支払期日の支払分を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)の(c)に該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年間上場料は、免除しないものとする。

(新設)

**転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの
一部改正新旧対照表**

新	旧
7 上場手数料及び年間上場料の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第8条関係） 上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 上場手数料 <u>次のaからdまでに掲げるところによる。</u> a～d （略） (削る) (2) 年間上場料 <u>次のaからcまでに掲げるところによる。</u> a・b （略） c <u>有価証券上場規程施行規則第710条第1項の規定は、支払期日について、同条第5項、第7項、第10項及び第11項並びに第711条の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。</u> (削る) (削る) (削る) (削る)	7 上場手数料及び年間上場料の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第8条関係） 上場手数料及び年間上場料は、次の各号に定めるところによるものとし、<u>消費税額及び地方消費税額を加算して支払うものとする。</u> (1) 上場手数料 a～d （略） <u>e 事業の主体が名古屋周辺以外にある場合（当取引所のみに上場を申請した場合を除く。）の上場手数料は2分の1とする。</u> (2) 年間上場料 a・b （略） c <u>年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを支払うものとする。</u> <u>d 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年間上場料については、上場日現在の額面総額を基準とし、その半額（2月末日支払分）を免除する。</u> <u>e 7月1日以後に上場された銘柄のその年の年間上場料は免除する。</u> <u>f 6月末日以前に上場廃止された銘柄のその年の年間上場料については、その半額（8月末日支払分）を免除する。</u> <u>g 第4条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年間上場料については、同号に該当することとなった日以降に到来する支払期日の支払分を、有価証券上場規程第605条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年間上場料については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する支払期日の支払分を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)上場手数料dに該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年間上場料は、</u>

(3) <u>有価証券上場規程施行規則第717条の規定は、(1)及び前(2)に規定する料金の支払いについて準用する。</u> 付 則 この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。	<u>免除しないものとする。</u> (3) <u>(1)及び前(2)において計算上生じた100円未満の金額は切り捨てるものとする。</u>
---	--

E T F に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場に関する料金の取扱い) 第18条 E T F 特例第19条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 追加信託時又は追加発行時の追加上場料 次の a から d までに掲げるところによる。 a ～ c (略) d 当該基準とした日の属する月の <u>3 か月後の月の</u> 末日までに支払うものとする。 (4) 年間上場料 次の a から c までに掲げるところによる。 a ・ b (略) c <u>有価証券上場規程施行規則第710条第1項の規定は、支払期日について、同条第5項、第7項、第10項及び第11項並びに第711条の規定は、新規上場及び上場廃止の際の年間上場料について、それぞれ準用する。</u> 2 (略) 3 有価証券上場規程施行規則<u>第717条</u>の規定は、第1項の規定に基づく料金の支払いについて準用する。 付 則 この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。	(上場に関する料金の取扱い) 第18条 E T F 特例第19条に規定する上場審査料、新規上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところによるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 追加信託時又は追加発行時の追加上場料 次の a から d までに掲げるところによる。 a ～ c (略) d 当該基準とした日の属する月の <u>翌々月の</u> 末日 <u>(外国 E T F にあつては当該基準とした日の属する月の 3 か月後の月の末日)</u> までに支払うものとする。 (4) 年間上場料 次の a から c までに掲げるところによる。 a ・ b (略) c <u>年間上場料は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、おのおの半額を支払うものとする。</u> 2 (略) 3 有価証券上場規程施行規則<u>第709条</u>の規定は、第1項の規定に基づく料金の支払いについて準用する。